岩手県告示第634号

[略]

羅賀加入区

島越加入区

(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区

(区域) 下閉伊郡田野畑村和野、羅賀

(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区

、明戸、机及び北山の区域

域

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域(平成18年岩手県告示第423号)の一部を次のように改正する。

平成25年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後			
1 わかめをとる漁業		1 わかめをとる漁業			
加入区の名称 水域及び区域		加入区の名称	水域及び区域		
[略]		[略]			
羅賀加入区 (水域) 一共第102号漁業権の漁場の	<u> </u>	田野畑村加入区	一共第102号漁業権の漁場の区域		
<u>域</u>					
(区域)下閉伊郡田野畑村和野、羅	<u> </u>				
、明戸、机及び北山の区域					
島越加入区 (水域) 一共第102号漁業権の漁場の	<u> </u>				
<u>域</u>					
(区域)下閉伊郡田野畑村島越、切	<u> </u>				
、浜岩泉、大芦、真木沢及び松	<u>ń</u>				
沢の区域					
[略]		[略]			
2 こんぶをとる漁業		2 こんぶをとる漁業			
加入区の名称 水域及び区域		加入区の名称	水域及び区域		
[略]		[略]			
羅賀加入区 (水域) 一共第102号漁業権の漁場の	<u> </u>	田野畑村加入区	一共第102号漁業権の漁場の区域		
<u>域</u>					
(区域)下閉伊郡田野畑村和野、羅	<u> </u>				
、明戸、机及び北山の区域					
島越加入区 (水域) 一共第102号漁業権の漁場の	<u> </u>				
<u>域</u>					
(区域)下閉伊郡田野畑村島越、切	<u> </u>				
、浜岩泉、大芦、真木沢及び松	<u>前</u>				
沢の区域					
[略]		[略]			
3 あわびをとる漁業		あわびをとる漁	:業		
3 あわびをとる漁業	3				

[略]

田野畑村加入区 一共第102号漁業権の漁場の区域

		域 (区域)下閉伊郡田野畑村島越、切牛 、浜岩泉、大芦、真木沢及び松前 沢の区域			
	[略]			[略]	
備考	改正部分は	下線の部分である。			

下線の部分である。